

賃貸住宅ご入居者のための

思わぬ事故とその対策 No. 2

「ヤラレタ、留守中に泥棒に入られた！」

《盗難事故》



帰宅したところ、部屋の中は荒れ放題。確かに施錠して外出したはずなのに、どうやらピッキングにより鍵を破られたようです。窓ガラスが割られたり部屋を荒らされた上、金目のものが盗まれていました。

まずは、損害状況を確認するとともに、すぐに警察に連絡してください。警察への盗難届けが受理されることが、保険金のお支払条件となります。鍵が壊されている場合は、管理会社に連絡するなどして、早めに直してもらいましょう。銀行通帳やクレジットカードが盗まれた場合は、それぞれの金融機関に盗難届けをし、被害拡大を防ぎましょう。それから保険会社にお電話ください。

盗難事故も、弊社「ハトマーク補償」(住宅用賃貸総合補償保険)での保険金お支払件数が多い事故です。万が一盗難被害に遭い、家財等に損害が発生した場合に補償の対象となります。ちなみに盗難の原因で多いものが、鍵の締め忘れによるものです。たとえオートロック付きの物件であっても万全ではありません。必ず自分の部屋の鍵は締めて出かけましょう。近場までの短時間の外出時も同様に注意が必要です。

—そんな事故に備えて、「ハトマーク補償」にご加入ください—



株式会社宅建ファミリー共済

この内容は概要の説明です。詳しくは弊社または取扱代理店までご連絡ください。